四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上の小屋川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千五百九十五号で指定した土地の区域を除く。）
熊本県阿蘇市狩尾
字日下　一八三六番一五　一号
一八三六番一　二号から五号まで
熊本県阿蘇市三久保
字丸藪　二七二番四四一　六号
二七二番五一七　七号
二七二番三八二　八号及び十一号
二七二番三八〇　九号
二七二番三七八　十号

○国土交通省告示第百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成三十年二月二十日
国土交通大臣　石井　啓一
(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
的石川一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市的石
字戸下　七七五番七二　一号及び八号
七七五番六九　二号
七七五番一　三号から七号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三王谷三一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第二百九十号で指定した土地の区域を除く。）
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野
字獄大道　九一四番五　一号
九〇五番　二号
九〇三番　三号
八九九番一　四号
八九八番一　五号
八七八番　六号及び七号
八六四番　八号及び九号
字峯ノ前
字大石川原
八一二番一　十号及び十一号
八一九番一　十二号
七五〇番四　十三号
七五四番　十四号
七五六番二　十五号
七五九番　十六号
七三二番一　十七号及び十八号
七三〇番一　十九号
七三一番一　二十号
七六〇番　二十一号
七九〇番　二十二号
七八九番　二十三号
地先水路敷

○国土交通省告示第百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成三十年二月二十日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新所川一
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野
字北法立　一九七九番一　一号
字西新所　一三七八番　二号
一三八二番一　三号及び四号
一三九五番一　五号
一三〇六番　六号
一三一二番四　七号
一二九六番三　八号
地先道路敷
一二九六番三　九号
一二九八番二　十号
一三九五番二　十一号
一四〇一番一　十二号及び十三号
一四〇四番一　十四号

○国土交通省告示第百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成三十年二月二十日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
花原川一
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成五年建設省告示第九百四十五号で指定した土地の区域を除く。）
熊本県阿蘇市西湯浦
字横石　六〇二番一　一号
字北横石　六〇八番一　二号
一三一一番八　七号
一三一一番二　八号
一三一〇番四　九号
一三一〇番一六　十号
一三一一四番　十一号
一三一一番一〇　十二号
字松ノ尾
一二九三番一　三号
一二九三番二　六号
一三四五番三　四号
一三四五番二　五号
字扇山　一四一一番二　十三号
一三九八番四　十四号
一三九八番一　十五号
一三七四番一　十六号

○国土交通省告示第百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成三十年二月二十日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
夜峰山六
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
字宮ノ前　七五一番　一号及び七号
七四六番　二号
七五五番一　三号及び四号
七四六番地先道路敷　五号
七五一番地先道路敷　六号
七四八番二　八号及び十号
字宮ノ前　九号
字宮ノ上　七五三番八三二番合併及び七五三番八三三番合併の二
字宮ノ前　七四七番　十一号

○国土交通省告示第百九十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年二月二十日
国土交通大臣　石井　啓一
特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1424	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「ジェルルロコロモダンX」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	東建コーポレーション株式会社 代表取締役 左右田　稔	名古屋市中区丸の内二丁目1番33号	平成30年2月7日
1425	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「ジェルルロコロモダンX」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	東建コーポレーション株式会社 代表取締役 左右田　稔	名古屋市中区丸の内二丁目1番33号	平成30年2月7日